一　伝統的工芸品の名称
　東京手彫り印章
二　伝統的な技術又は技法
　1　印稿は、出来上がりの印影を想定し、彫刻する文字を用紙に下書きすること。
　2　字入れは、印稿を基に、筆にて、彫刻する文字を印材に逆字で書き入れること。
　3　荒彫りは、篆刻台、巻き竹で挟んで固定した印材を、印刀にて、字入れした文字以外の部分を均一の深さに彫り下げること。
　4　仕上げは、仕上刀にて、文字の太さや起筆終筆に注意し、線質を繊細に表現できるよう枠と字の周りを整えること。
三　伝統的に使用されてきた原材料
　印材は、柘植、水牛又はこれと同等の材質を有するものとすること。
四　製造される地域
　東京都　千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、小金井市、東村山市、国立市、西東京市
　神奈川県　川崎市
五　指定年月日
　令和七年十月二十七日

○国土交通省告示第九百七十三号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月二十七日
　　国土交通大臣　金子　恭之
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　小沢入沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　栃木県日光市小百　字日向倉
　二五一七番四　一号から十四号まで
　二五一七番二　十五号から十八号まで
　二五二〇番一　五十一号から五十五号まで
　二五二〇番二　五十七号から五十九号及び六十一号から六十三号まで
　二五二〇番五　六十四号から六十八号まで
　二五二〇番七　六十九号及び七十号
　二五二〇番八　七十一号及び七十二号
　二五二〇番一四　七十三号
　二五二一番一　七十四号から七十七号まで
　二五二一番二　七十八号
　二五二一番三　七十九号
　二五二二番　八十号から八十四号まで
　字小沢入
　二五八二番　十九号から二十一号まで
　地先河川敷　二十二号から二十九号まで及び三十一号
　二五八四番九　三十号、四十七号から五十号まで、五十六号及び六十号
　二五八四番二　三十二号から三十六号まで
　二五八四番一　三十七号から四十六号まで

○国土交通省告示第九百七十四号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　令和七年十月二十七日
　　国土交通大臣　金子　恭之
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　オボロ沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　栃木県日光市高徳字龍
　二一二七番一　一号及び二号
　二一二一番　三号から五号まで
　一二六二番一　六号
　一二六三番　七号から十二号まで
　一二六四番　十三号から十五号まで
　一二六五番　十六号から二十号まで
　一二八一番　二十一号から二十四号まで
　一二八二番　二十五号
　一二八三番　二十六号
　一二八四番　二十七号
　一二八八番　二十八号から三十二号まで
　一二八九番　三十三号から三十八号まで
　一二九八番　三十九号及び四十号
　一三〇〇番　四十一号から四十五号まで
　一三〇一番　四十六号から四十九号まで
　一三〇三番　五十号から五十四号まで
　一三一一番　五十五号及び五十六号
　一三一〇番　五十七号
　一三〇八番　五十八号から六十二号まで
　一九九番　六十三号から六十六号まで
　二〇六番　六十七号
　二一二番　六十八号
　二一六番　六十九号及び七十号
　二一八番　七十一号及び七十二号
　一五九番三　七十三号及び七十四号

○国土交通省告示第九百七十五号

　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
　令和七年十月二十七日
　　国土交通大臣　金子　恭之
一　和歌山県平井（大原平）地すべり防止区域
　和歌山県東牟婁郡古座川町平井の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を平井川右岸官民地境界に沿って結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	33° 38′ 38.3188″	135° 41′ 11.7039″
2	33° 38′ 31.2508″	135° 41′ 00.9145″
3	33° 38′ 32.6796″	135° 40′ 51.7054″
4	33° 38′ 38.6623″	135° 40′ 43.8278″
5	33° 38′ 42.3182″	135° 40′ 45.4549″
6	33° 38′ 53.2756″	135° 40′ 52.1520″
7	33° 38′ 57.0548″	135° 41′ 02.9699″

○防衛省告示第二百三十九号

　海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
　令和七年十月二十七日
　　防衛大臣　小泉進次郎
期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間
　(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
　(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
　(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
　(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
　(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
　(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒
航空機　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
実施機関　防衛大臣　小泉進次郎
その他　期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

○防衛省告示第二百四十号

　海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。
　令和七年十月二十七日
　　防衛大臣　小泉進次郎
期　間　令和七年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。